

分科会 ヒバクシャ②「被爆者から被爆2世3世へ」

皆さんは「原爆被爆二世（被爆二世）」のことをご存知でしょうか。

1945年8月6日広島に、8月9日長崎に、アメリカ軍によって原子爆弾（原爆）が投下されました。そして原爆被爆者（被爆者）が生み出されました。私たち被爆二世は、両親またはそのどちらかが被爆者であり、親が被爆した後に生を授かった子どもたちです。

1 被爆者とは

被爆者援護法（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律）第1条で4つに分類し定義されています。

一号被爆者：原子爆弾が投下された当時被爆地域に在った者（直接被爆者）

二号被爆者：原子爆弾が投下された時から起算して政令で定める期間内（2週間以内）に被爆地域のうちで政令で定める区域内に在った者（入市被爆者）

三号被爆者：原子爆弾が投下された際又はその後において、身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者

四号被爆者：前三号に掲げる者が当該各号に規定する事由に該当した当時その者の胎児であった者（胎内被爆者）

2 被爆二世とは

被爆二世の法的定義はありません。そのことは、被爆二世に対して、法的援護がないことを示しています。被爆二世に対する国の唯一の施策は、1979年から国（厚生省、2001年1月以降厚生労働省）が単年度の予算措置で、被爆二世の健康不安解消を目的に行っている「被爆二世健康診断調査事業」だけです。しかし、この健診は被爆者に対する健診とは異なり、被爆二世が最も不安を持っているガンに対する検診が含まれておらず、被爆二世の健康不安を解消するものとはなりえていません。その「対象者」は以下のとおりとなっています。

① 両親またはそのどちらかが原爆被爆者であること。

② ①の原爆被爆者が長崎被爆の場合、1946年6月4日以降出生した者であること。広島被爆の場合、1946年6月1日以降出生した者であること。

私たち被爆二世は、被爆者としての親の苦しみを見てきました。そして、私たちは、自らも原爆放射線の遺伝的影響を否定できない状況に置かれた原爆の被害者として生きてきました。これまでに多くの被爆二世が、被爆者である親と同じようにガンや白血病などの病気で亡くなってきました。戦争中、原爆が投下された当時には生を授かっていなかった被爆二世が、原爆放射線の遺伝的影響に

よって、過去と現在の健康障害に苦しみ、将来の健康不安に怯えています。さらに、結婚や就職などにおける深刻な社会的偏見や差別にも苦しんでいます。私たち被爆二世は、原爆（核）の人権侵害の最たるものの一つが、放射線の次世代への影響であることを、自らの体験から強く訴えます。

3 被爆二世問題とは

被爆二世は、次のような問題を抱えながら生きてきました。

- ① 原爆放射線の遺伝的影響を否定できない状況に置かれた核の被害者であり、健康不安や健康被害の問題を抱えている。
- ② 被爆者である親の看病に負われ経済的に困難な生活を強いられるなど「病気と貧困の悪循環」という被爆者の子という社会生活上の立場からの問題を抱えている。
- ③ 「被爆二世は皆、親の原爆が原因で健康障害になる」「被爆二世と結婚すれば先天障害を持つ子が生まれる」といった社会的偏見により、結婚や就職における差別につながる人権の問題を抱えている。

4 被爆二世運動とは

被爆二世は、被爆二世問題を解決するための運動と再びヒバクシャ・二世そして戦争犠牲者をつくらないために核廃絶と原爆が使用された戦争そのものに反対する運動に立ち上がりました。

1973年に初めて広島で被爆二世の団体が誕生し、その後被爆二世の組織化が進み、1988年12月に全国被爆二世団体連絡協議会（略称：全国被爆二世協）が発足しました。

全国被爆二世協は、原爆被爆者の体験を継承し被爆者および被爆二・三世の人権を確立し、生命と健康を守り、あわせて核被害をなくし、核廃絶と完全軍縮を実現する運動を行うことを目的としています。

全国には30万人とも50万人ともいわれる被爆二世が存在しています。この数字は全国被爆二世協が推定したものです。国は、全国にどのくらいの被爆二世が存在しているのか、それさえも調査しようとしてきませんでした。全国被爆二世協では、結成以来、30年以上にわたって、国や国会に対して、原爆二法の適用や被爆者援護法の適用を求め続けてきました。毎年のように国に要請書を提出し、国と交渉を重ねるとともに、国会にも働きかけを行ってきました。しかし、戦争を遂行した国は、戦争の結果生み出された被爆二世の苦しみを何ら援護対策を講じることなく放置してきました。

5 被爆二世・三世要求とは

全国被爆二世協では、国に対して以下のことを要求してきました。

- ① 国家補償を明記し「五号被爆者」と位置づけ被爆二世・三世に「被爆者援護法」を適用すること。
- ② 過去2回参議院で可決された被爆者等援護法にあった「被爆二世・三世条項」（子又は孫に対する適用等）を追加し「被爆者援護法」を改正すること。
- ③ 被爆者援護法の付帯決議（被爆者とその子及び孫に対する影響についての調査、研究及びその対策について十分配慮し、二世の健康診断については、継続して行うとともに、その置かれている立場を理解して一層充実を図ること。）に基づき、二世健診の法制化、ガン検診の追加など内容の充実、被爆三世への受診拡大、医療の措置など二世・三世対策を講じること。

私たちは、「被爆者はどこにいても被爆者である」と同様に「被爆二世・三世もどこにいても被爆二世・三世である」と、「被爆者援護法」が、在外被爆二世・三世も含めてすべての被爆二世・三世に等しく適用されるよう求めています。

かつて（2007年）多くの国会議員の皆さんの立ち会いのもと厚生労働省健康局長に37万筆を超える「原爆被爆二世の援護を求める署名」を提出したことがありましたが、原爆被爆から既に80年を迎えようとしている今日に至っても、未だに実現していません。

全国被爆二世協は、このままではおそらく国や国会は何もしないだろうと、被爆70年を迎えた2016年2月に被爆地広島で開催した総会で、裁判を通して、被爆二世に対する援護対策の実現をめざす、という活動方針を決定しました。

6 被爆二世集団訴訟

2017年2月、やむなく司法の場での解決を求めて、広島・長崎で原爆被爆二世の援護を求める集団訴訟を起こしました。私たち全国被爆二世協の会員が、被爆二世を代表して訴訟を起こし、この訴訟を通して、問題の所在を社会的に明らかにし、すべての被爆二世を援護の対象とする国による立法的措置の契機とすることを目的にしています。そして、「第五の被爆者」（5号被爆者）として、被爆二世を被爆者援護法の対象と定めることや「みなし被爆者」と同様に被爆者援護法に基づく援護措置をとるという立法措置などを求めています。

7 被爆二世問題の政治的解決を

長崎・広島地裁、福岡・広島高裁判決は、不当判決でしたが、被爆二世に対す

る原爆放射線の遺伝的影響の可能性は否定できませんでした。そして、両地裁判決は被爆二世問題の解決を国民的な課題に押し上げていく大きな一歩になりました。2023年5月、被爆二世・三世問題を含む残された被爆者問題を政治的に解決することを目的に衆参40人の国会議員の皆さんが参加し「被爆者問題議員懇談会」が設立されました。

また、その後の両高裁判決とも、「被爆二世を援護の対象に加えるか否かや、援護の在り方等については、立法府の裁量的判断に委ねられている」という判断を示しています。今後は、「被爆者問題議員懇談会」の皆さんと連携して被爆二世問題の政治的な解決をめざしていこうとしています。

8 最高裁が被爆二世問題に真剣に向き合った判断を

今年1月22日に最高裁第二小法廷が長崎訴訟について上告棄却・上告受理申立て不受理という極めて不当な決定を行いました。しかしながら、広島訴訟は現在、最高裁第一小法廷で審理がされています。最高裁第一小法廷が、広島訴訟を通して、原爆放射線の遺伝的影響の問題や私たち被爆二世が置かれた状況に真剣に向きあった判断を示すことを期待しています。

9 被爆80年 被爆二世問題の解決を国民的課題にし

被爆二世に被爆者援護法の適用をめざす

今年は被爆80年を迎えますが、被爆二世集団訴訟をたたかいながら、被爆者問題議員懇談会と連携し、被爆二世問題の解決を国民的課題に押し上げ、市民の皆さんの支援のもとに、被爆二世に対する被爆者援護法の適用をめざしていこうとしています。そのために、6月11日には東京（院内）で「被爆80年 被爆二世問題の解決を国民的課題にするためのシンポジウム」を開催しました。今後、広島や長崎でも開催することになっています。長崎では、10月11日（土）14時から、長崎原爆資料館ホールで開催します。被爆二世も高齢化し、最高齢は79歳になります。長崎訴訟の原告3人も既に亡くなりました。被爆二世に対する被爆者援護法の適用は喫緊の課題です。

皆さんのご理解とご支援、ご協力をお願いいたします。

全国被爆二世協のホームページ：

<http://www.c-able.ne.jp/~hibaku2/>

全国被爆二世団体連絡協議会
会長 崎山昇

